

生産緑地地区の都市計画変更について

昨年度、産業振興課が新たな生産緑地地区の申請受付を行ったところ、追加指定の申請があったため、指定基準に適合する生産緑地地区約0.04ha（1件）を追加する都市計画変更を行う。

生産緑地地区とは

生産緑地地区とは市街化区域内にある農地等のうち、生産緑地法で掲げる要件を満たす一団の区域について都市計画に定めたもの。生産緑地法の改正を受け、生産緑地地区の指定面積を500㎡以上から300㎡以上に緩和する、「大田区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」が平成30年3月12日に制定、平成30年4月1日に施行された。

区の現況

区内には、現在14件、約2.01haの生産緑地地区がある。

1 都市計画変更の概要

追加指定の申請のあった下図に示す1件を追加し、生産緑地地区を14件から15件、面積を約2.01haから約2.05haとする都市計画変更を行う。なお、今後予定している特定生産緑地の指定に向け、農地面積の精査もあわせて行う。

番号	地区名	位置	追加面積	備考
21	西嶺町	大田区西嶺町地内	約 400㎡	新規
計	1件		約 400㎡	



2 今後のスケジュール（令和3年度）

9月上旬	都市計画変更（案）の公告・縦覧
11月上旬	都市計画審議会へ諮問
11月下旬	告示・縦覧